

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、観音寺市が土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 粟井地区）を行うことについて平成20年6月30日同意した。

平成20年7月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀